

# 国際課税のケース・スタディ

## 本国の家族に送金をする外国人の課税

税理士 高山 政信

### [事例]

内国法人甲社は、平成27年1月に数人のアジア系の外国人社員（初来日である。）を雇用して給与（年収で600万程度を支払う予定である。）を支払うことになっている。これら外国人社員は、給与のうちから相当の金額を本国にいる家族のために送金することになっている。また、彼らの日本における勤務滞在期間は3年程度を予定している。彼らを雇用後、毎年、彼らの給与に対して年末調整を行うことになるが、平成27年度税制改正において、日本国外に居住する親族についての扱いが厳格になったと聞いている。どのような点に注意すべきか。

### [ポイント]

- 1 外国人社員の居住形態の判定
- 2 平成27年度税制改正による日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等の義務化
- 3 人的控除等における問題点
- 4 結論

### [検討]

#### 1 外国人社員の居住形態の判定

個人の場合は、その居住形態（居住者或いは非居住者等）により日本における課税所得の範囲が異なることから、最初に、本事例にある外国人社員の居住形態の判定を行うことになる。個人の場合、居住者、非居住者等の定義は次の通りである（所法2①三、四、五）。

- ① 居住者は、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人である。
- ② 非居住者は、居住者外の個人である。
- ③ 非永住者は、居住者のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において、国内に住所又は居所を有していた期間が5年以下である個人である。

本事例の外国人社員の場合、3年程度の日本勤務滞在期間ということから、上記③の非永住者に該当する。そして、その給与は、甲社から支払われることになるため、確定申告を要する給与の年間収入金額が2,000万円を超える場合に該当しないことから、年末調整により課税関係は終了することになる。

#### 2 平成27年度税制改正による日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等の義務化

平成27年度の税制改正により、日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等の義務化が行われることになった。ただし、この改正は、平成28年1月1日以後に支払われる給与等及び公的年金等並びに平成28年分以後の所得税について適用することから、本事例の場合、初年度である平成27年分にはこの適用はないことになる。

本事例の外国人社員の場合、本人は日本において勤務しているが、その家族は、母国に居住しており、その生活費として当該外国人社員が送金をしているという状況である。

本例では、外国人社員はいずれも源泉徴収による年末調整ということであることから、当該

外国人社員は、非居住者である親族に係る扶養控除、配偶者控除又は障害者控除等の適用を受ける場合、「親族関係書類」を提出し、又は提示しなければならないことになる。

また、年末調整において、非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合、当該外国人社員は「送金関係書類」を提出し、又は提示しなければならないこととし、配偶者特別控除（年間の合計所得金額が38万円超76万円未満等の所定の要件を満たす場合に適用可となる。）の適用を受ける場合は、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を提出し、又は提示しなければならないことになった。

この「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類のことである。

- ① 戸籍の附票（住所の移転履歴を記録した書類）の写しその他国又は地方公共団体が発行した書類でその非居住者がその居住者の親族であることを証するもの及びその親族の旅券の写し
- ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類で、その非居住者がその居住者の親族であることを証するもの（その親族の氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。）  
本事例の場合は、上記②が該当することになる。

また、「送金関係書類」とは、その年における次の①又は②の書類で、その非居住者である親族の生活費又は教育費に充てるためのその居住者からの支払が、必要な都度、行われたことを明らかにするものである。

- ① 金融機関が行う為替取引によりその居住者からその親族へ向けた支払が行われたことを明らかにする書類
- ② クレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその親族が商品等を購入したこと及びその商品等の購入代金に相当する額をその居住者から受領したことを明らかにする書類

なお、「親族関係書類」又は「送金関係書類」が外国語により作成されている場合には、訳文の添付が必要となる。

### 3 人的控除等における問題点

外国人社員Aの家族構成が、配偶者と子供2人（19歳と15歳）でいずれも所得がない場合、日本の所得税法の規定通りの人的控除となるのかという問題がある。

Aについて該当する人的控除は、控除対象扶養親族、特定扶養親族、配偶者控除の適用が問題となる。第1に、「生計を一にする」とは、同居していないとも、勤務等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、これらの親族間において、常に生活費等の送金が行われている場合には、これらの親族は生計を一にするものとして扱われることから、本事例はこの要件を満たしていることになる。

第2には、扶養の要件が合計所得金額が38万円以下ということである。

第3に、平成22年度の税制改正により、「所得控除から手当へ」等の観点から、子ども手当が創設されたことに伴い、年少扶養親族（15歳まで）に対する扶養控除（38万円）が廃止され、平成23年分の所得税から適用されている。そこで、Aの15歳の子供は扶養控除が受けられるのかどうかという問題がある。また、同様に、特定扶養親族（控除額63万円）として、年齢19歳以上23歳未満が対象となるかどうかという問題がある。

### 4 結論

甲社としては、平成27年分については、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載があれば、その記載通りに源泉徴収と年末調整を行うことになるが、現在、任意ではあるが、家族関係を証する書類及び送金資料の提出が課税当局から要請されている。平成28年分については、上記の「親族関係書類」及び「送金関係書類」の提出が必要になる。

そして、「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が16歳以上の人をいうことから、我が国の所得税法の適用上、15歳の子供は、控除対象扶養親族に該当しないが、19歳の子供は、特定扶養親族に該当することになる。